



近畿地方整備局 京都国道事務所	配布日時	平成30年 1月29日 14時00分
資料配布		

(八幡市 同時発表)

件名	通学路で速度抑制対策 ～ <small>きんめいだいにし</small> 欽明台西地区 <small>やわた</small> (八幡市)でハンプの試験運用～
----	---

概要	<p>●国土交通省京都国道事務所と八幡市が協力し、生活道路の安全対策の一環として、八幡市欽明台西地区(美濃山小学校区)において、通過車両の速度抑制のため、可搬型ハンプを京都府内で初めて試験設置します。</p> <p>実験内容：「可搬型ハンプ」の設置 実験期間：設置日から平成30年3月2日(金)まで ※可搬型ハンプ設置日時：平成30年2月1日(木) 15:00 (予備日：平成30年1月30日(火)、1月31日(水)の同時刻) ※悪天候の予報により、設置日を予備日に変更する場合があります。</p> <p>実験場所：八幡市欽明台西48地先</p> <p>取組機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都国道事務所 ビッグデータ(自動車の速度情報等)の分析結果の提供 ・八幡市 対策の検討、関係機関協議、ハンプの設置
----	--

取扱い	—
-----	---

配布場所	京都府政記者室、八幡市政記者クラブ
------	-------------------

問合せ先	<p>(ビッグデータに関すること)</p> <p>国土交通省 近畿地方整備局 京都国道事務所 副所長 <small>いまにし</small> 今西 <small>ひでき</small> 秀樹 管理第二課長 <small>こにし</small> 小西 <small>あきひろ</small> 昭裕 TEL 075-351-3300 (代)</p> <p>(ハンプの設置に関すること)</p> <p>八幡市役所 都市整備部 管理・交通課 交通係長 <small>ますなが</small> 増永 <small>ひろこ</small> 浩子 TEL 075-983-1111 (代)</p>
------	--

きんめいだいにし
～欽明台西地区 ハンプ設置～

設置の目的

本地区は、平成26年12月、美濃山小学校周辺に区域規制表示「ゾーン30」の設置を行った地区です。ゾーン整備後も交差点付近で交通事故が多発しているため、効果的な速度抑制対策である「ハンプ」を設置するものです。設置期間中に、八幡市で通過車両の速度、振動、騒音等を計測し、また、国土交通省から提供する期間中のビッグデータの分析により、一定の効果が得られれば、その結果に基づいてハンプの本設置を検討します。

設置の経緯

当地区は、美濃山小学校の通学路ですが、車の抜け道となっているうえ、通過車両が一旦停止規制を守らず交差点内に進入するため、事故発生の要因となっています。（平成24年度に亀岡市の通学路事故を受けて八幡市で実施した通学路点検においても危険箇所とされていました。）そのため、効果的な安全対策として、通学路上に取り外し可能なハンプを設置することを決定しました。

設置の概要

■ハンプの設置場所（八幡市欽明台地区）



■設置後の効果検証

設置期間中に、通過車両の速度、騒音、振動の計測及び設置の前後にビッグデータの分析を実施します。

「ハンプ」とは

■ハンプは、車道に設置した凸型の路面で、その部分を通る車両を押し上げるものであり、運転者が事前にこれを視界の中で確認して減速させる道路構造です。

